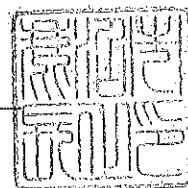


鹿沼市告示第137号

鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務委託業務公募型プロポーザルの実施について、事業候補者を選定するため、次のとおり告示する。

令和8年5月15日

鹿沼市長 松井 正



1 業務の概要

業務の名称	鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務委託	
履行（契約）期間	契約締結日から令和9年3月31日まで	
システムの 利用開始時期等	契約締結日から	システム更新業務開始
	令和9年 2月1日から	運用テスト開始
	令和9年 4月1日から	本稼働開始

※ 契約締結日から運用テスト開始の前日までは、システム構築に向けた協議、調整、構築作業等を実施する。

※ システム更新業務とは、発注者が運用している固定資産システム（以下「既存システム」という。）からデータを移行し、固定資産税（土地・家屋）課税の適正化、公平化を図るため導入している固定資産税GISの再構築を行い、固定資産税業務におけるさらなる省力化、迅速化を進め、より操作性・拡張性の高いシステムに更新し、情報セキュリティの強化・業務の効率化を図る新たな固定資産システム（以下「固定資産システム」という。）を構築することを目的とし、業者選定に参加しようとする者が保有するGISシステムについて、本市の求める仕様にその設定を変更するための一連の作業工程をいう。

2 提案上限額

- (1) 本業務の提案上限額は、システム更新業務については、33,000,000円（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）、システム運用・保守及びデータ更新業務については、令和9年4月1日から令和14年3月31日（60か月）までで、80,850,000円（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）とする。なお、当該提案上限額を超える提案をした者は、失格とする。
- (2) 前号の提案上限額は、システム更新については履行期間内に必要となる経費の総額とする。
- (3) システム導入に係る打合せに要する経費は、第1号の提案上限額に含まれるものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、参加を表明する時点において次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく市の入札参加の制限を受けない者であること。
- (2) 市の入札参加資格を有すること。
- (3) 契約締結までの間のいずれの日においても、鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準（昭和 60 年鹿沼市告示第 113 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び（令和 6 年度から令和 7 年度）に全国の地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと（再生手続開始決定がなされ、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 栃木県内に管理測量士を常駐し、かつ本店、支店等の事業所を有していること。
- (7) 過去 5 年（令和 3 年度から令和 7 年度）以内に人口 9 万人以上（契約年の 1 月 1 日時点）の地方自治体に対して、次のアからウまでのすべての業務実績があること。
 - ア 固定資産土地評価支援システム（固定資産税 G I S）の更新（構築）業務
 - イ 固定資産土地評価支援システムの運用業務
 - ウ 地番現況図もしくは家屋図の修正業務
- (8) 企業として次の認証を受けていること。
 - ア I S O 9 0 0 1（品質マネジメントシステム）
 - イ I S O 1 4 0 0 1（環境マネジメントシステム）
 - ウ I S O / I E C 2 0 0 0 0（I T サービスマネジメントシステム）
 - エ I S O / I E C 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - オ I S O / I E C 2 7 0 1 7（クラウドサービスセキュリティ）
 - カ J I S Q 1 5 0 0 1 プライバシーマーク
- (9) 地方公共団体情報システム機構（J-L I S）LGWAN-ASP 登録をし

ていること。

- (10) 本業務に精通した次に掲げる要件を満たす技術者（参加申込時点で参加者と6か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、業務完了までの間、在籍が見込まれる者に限る。）をそれぞれ1名以上配置できること。

ア 業務主任技術者

(7) 栃木県内、群馬県内又は茨城県内の人口9万人以上の地方自治体により発注された固定資産土地評価システム（固定資産税GIS）の構築業務の実績を有する者

(イ) 全国の人口9万人以上の地方自治体により発注されたLGWAN-ASP形式の固定資産土地評価システム（固定資産税GIS）の構築業務の実績を有する者

(ウ) 空間情報総括監理技術者の資格を有する者

イ 照査技術者

(7) 全国の人口9万人以上の地方自治体により発注されたLGWAN-ASP形式の固定資産土地評価システム（固定資産税GIS）の構築業務の実績を有する者

(イ) 空間情報総括監理技術者の資格を有する者

4 参加者の無効・失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、無効、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが認められた場合
- (4) 本プロポーザルの評価又は契約等に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められる場合
- (5) システム構築に係る提案見積金額が提案上限額を超えている場合

5 業者選定に係る期日及び実施内容

業者選定に係る期日及び実施内容については、次の表のとおりとする。

期 日	実 施 内 容
令和8年5月15日	業者選定の開始及びプロポーザル実施要領、仕様書、提案書類等の公表
〃 5月22日 午後1時まで	質問書の提出期限
〃 5月27日	すべての質問及び回答を全参加表明者へ送付
〃 6月1日 午後1時まで	参加表明書（様式第1号）の提出期限

〃	6月9日	資格確認結果通知書により、参加資格の有無を申込者に通知
〃	6月17日 午後1時まで	事業提案書(様式第4号)、その他添付書類等の提出期限
〃	6月29日	事業提案に関して、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施
〃	6月30日	
〃	7月6日	業者選定結果通知書の送付

6 配布書類

市のホームページからダウンロードすること。

(1) プロポーザル実施関連

- ア 鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務委託特記仕様書
- イ 鹿沼市固定資産土地評価支援システム機能要件
- ウ 鹿沼市固定資産土地評価支援システム運用・保守及びデータ更新業務委託特記仕様書
- エ 鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務委託公募型プロポーザル実施要領
- オ 鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務委託公募型プロポーザル評価要領

(2) 提出書類関連

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 参加資格要件確認書(様式第2号)
- ウ 質問書(様式第3号)
- エ 事業提案書(様式第4号)
- オ 鹿沼市固定資産土地評価支援システム機能要件(様式第5号)
- カ 代替機能書(様式第6号)
- キ 概算見積書(様式第7号)
- ク プロポーザル参加辞退届(様式第8号)
- ケ 非選定理由説明要求書(様式第9号)

7 事業候補者の審査

プロポーザルの審査において、公平性及び透明性を確保するため、鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務委託公募型プロポーザル選定委員会を設置し、書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。審査は、企業実績及び配置予定技術者、経費並びに機能要件について書類による審査をし能力及び価格点とし、事業提案書及びプレゼンテーションによる評価を評価項目ごとに選定委員会が評価を行い、それらを合算したものを参加者の評価点とする。

8 担当部署

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

鹿沼市 財務部 税務課 資産税係

TEL : 0289-63-2161 FAX : 0289-63-2229

Email : zeimu@city.kanuma.lg.jp

9 その他の詳細

その他の詳細については、鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務のそれぞれの仕様書及びプロポーザル実施要領（仕様書及び帳票を含む。）による。